

株式会社ロジネットジャパン定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ロジネットジャパンと称する。

英文では、LOGINET JAPAN CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 貨物自動車運送事業
- (2) 貨物利用運送事業
- (3) 港湾運送事業
- (4) 倉庫業
- (5) 通関業
- (6) 旅行業
- (7) 損害保険代理業
- (8) 不動産賃貸及び管理業
- (9) 一般建設業
- (10) 産業廃棄物収集運搬業
- (11) 情報処理事業
- (12) 電気通信事業
- (13) 広告代理業
- (14) 警備業
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 生命保険の募集に関する業務
- (17) 自動車整備業
- (18) 石油販売業
- (19) 給水・排水及び衛生設備機器の販売並びに施工
- (20) 産業機械の販売
- (21) 建設資材の販売
- (22) 紳士服、婦人服、既製服及び生地の販売
- (23) 生鮮食品の販売

- (24) 飲料水の製造及び販売
 - (25) 飲食店の経営
 - (26) 娯楽施設の経営
 - (27) 古物販売業
 - (28) 一般貸切旅客自動車運送事業
 - (29) 医療機器製造業（包装・表示・保管）
 - (30) 発電及び売電に関する事業
 - (31) 前号に関連する一切の業務
- 2 当会社は、前項各号に附帯又は関連する一切の事業への投資及び融資を行うことができる。
- 3 当会社は、第1項各号に附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 当会社は、本店を札幌市に置く。

（機 関）

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

（公告方法）

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び札幌市において発行する北海道新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当会社の発行可能株式総数は、15,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第10条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会並びに執行役員

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役相談役、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(相談役、顧問)

第28条 取締役会は、その決議により当会社に相談役又は顧問を定めることができる。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(執行役員)

第30条 当会社は、取締役会の決議により、若干名の執行役員を置くことができる。

2 執行役員は、取締役会の定めた業務を執行するものとする。

(執行役員規則)

第31条 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規則による。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条 第6条及び第7条の変更は、平成29年10月1日をもって、その効力を生じるものとする。

第2条 前条及び本条は、平成29年10月1日をもって削除するものとする。

平成17年10月03日	設定	平成18年06月29日	変更
平成19年06月28日	変更	平成20年06月27日	変更
平成21年06月26日	変更	平成22年06月29日	変更
平成24年06月28日	変更	平成29年06月28日	変更

以 上